

有効期間延長申請の手続きについて

【受付】

必要書類がすべて整った時点で、随時受付をしています。（郵送可）
持参される場合は、閉庁日でない8：30～17：00までに来庁願います。

【交付】

毎月月末までに受付したものについて、その月の末日付けの証明書を翌月末に交付します。
(例) 1月1日～1月31日受付分 → 1月31日付けの証明書を2月末に交付

必要書類チェックリスト

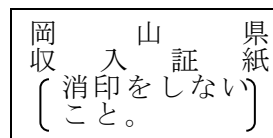
必要書類は、1人につき1通提出願います。
場合によっては、次の書類以外のものを提出いただく場合があります。

□	必要書類	確認事項
□	①有効期間延長申請書 (様式第3号) 必須	・黒ボールペン等を使って記入してください。 (入力でも可。消えるボールペン不可。)
□	②岡山県収入証紙 (3,010円分) 必須	・3,010円分を過不足なく用意してください。 ・①の上部余白に横一列で貼付してください。 ・販売場所は県出納局会計課HPをご覧ください。  http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/592331_4907122_misc.pdf
□	③更新等の証明書の写(コピー) 該当者のみ	過去に更新・延長・免除手続きをしたことがある場合は、最も新しい有効期間が記載された、更新等の証明書のコピーを提出してください。
□	④所持する普通免許状・特別免許状の写(コピー) 該当者のみ	次の場合は免許状のコピーの提出が必要です。 ・過去に更新・延長・免除手続きをしたことがない場合 所持する全ての免許状・特別免許状のコピー ・③に記載されていない免許状を所有している場合 新たに取得した免許状のコピー ・③に記載された免許状の内容と異なる免許状を所有している場合 書換を行った免許状のコピー ※同一教科で2種、1種、専修を所持している場合も全てのコピーが必要です。 ※A4の用紙にコピーしてください。
□	⑤教育職員免許状授与証明書(原本) 該当者のみ	・上記④を添付できない免許状について必要です。 ・④の免許状を授与している教育委員会が1年以内に発行したものを提出してください。
□	⑥辞令等の写(コピー) 該当者のみ	次の事由で延長申請をする方のみ提出してください。 ・指導改善研修中 ・休職、病気休暇、産前産後特別休暇、育児休業、介護休暇 ・在外教育施設・外国の教育施設等で教育に従事、外国の地方公共団体の機関等に派遣 ・教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2月未満
□	⑦在学証明書 該当者のみ	・専修免許状を取得するため大学院の課程に在籍しているため延長申請をする方のみ提出してください。
□	⑧戸籍抄本等 該当者のみ	・免許状に記載されている氏名及び本籍地(又はそのいずれか)が現在のものと異なる場合に必要です。 ・姓名、本籍地の異動日及び異動内容が記載されたもの(6か月以内に発行)が必要です。 ・免許状に記載の氏名、本籍地から現在の本籍まで、すべての異動をたどれる書類が必要となります。
□	⑨返信用封筒 必須	・角形2号(A4判の用紙が入る大きさ)の封筒に、後ほど県から証明書を送付する際の宛て先(郵便番号・住所・氏名)を記入してください。 ・300円分の切手(特定記録郵便料金)を貼付してください。

※指導主事、社会教育主事その他教育委員会等において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事している者、地方公共団体等の職員で、延期の申請を行う者については、事務分掌等のわかる書類(事務分掌規則等)を添付すること。

※地震、積雪、洪水その他自然災害等により交通が困難となっていることにより、延期の申請を行う場合は、その状況等がわかる理由書を添付すること。

免許事務問い合わせ及び提出先
〒700-8570 (住所不要)
岡山県教育庁教職員課給与免許班
☎086)226-7579



有効期間延長申請書

年 月 日

岡山県教育委員会 殿

フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日
現住所	電話	本籍地
勤務校・機関	職名	

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第61条の9の規定により、免許状の有効期間の延長を申請します。

1 延長を申請する免許状

種類	番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(注) 1 ①免許状の写し，②授与権者が発行する免許状授与証明書，③有効期間更新証明書の写し（有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書の写し）のいずれか必要書類を添付してください。
2 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し、若しくは行を追加して記入し、又は別紙に必要な事項を記入した上で添付してください。

2 延長前の有効期間： 年 月 日

3 延長を申請する有効期間： 年 月 日

4 延長事由： (年 月 日～ 年 月 日)

〔証明者記入欄〕(注)上記4の延長事由に該当することの証明のためご記入ください。

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

印



有効期間延長申請書

令和3年3月1日

岡山県教育委員会 殿

フリナガ 氏名	メンキョ 免許	マモル 守	生年月日	昭和62年	4月	6日
現住所	岡山市北区内山下2-4-6		電話	090-0000-0000	本籍地	岡山県
勤務校・機関	岡山県立〇〇高等学校		職名	教諭		

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第61条の9の規定により、免許状の有効期間の延長を申請します。

1 延長を申請する免許状

種類	番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
小学校教諭 1種免許状	平21小一第 12号	平成22年 3月23日	岡山県	免許 守	岡山県
中学校教諭 1種免許状(国語)	平21中一第 34号	平成22年 3月23日	岡山県	免許 守	岡山県
高等学校教諭 1種免許状(国語)	平21高一第 56号	平成22年 3月23日	岡山県	免許 守	岡山県
特別支援学校教諭 1種免許状(知的)	平21特支一 第78号	平成22年 3月23日	岡山県	免許 守	岡山県

- (注) 1 ①免許状の写し，②授与権者が発行する免許状授与証明書，③有効期間更新証明書の写し（有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書の写し）のいずれか必要書類を添付してください。
2 記入欄が不足する場合は，枠を拡大し，若しくは行を追加して記入し，又は別紙に必要な事項を記入した上で添付してください。

2 延長前の有効期間： 令和4年3月31日

3 延長を申請する有効期間： 令和7年5月31日

4 延期事由： 専修免許状を取得するため大学院の課程に在籍
(令和3年4月1日～令和5年3月31日)

〔証明者記入欄〕(注)上記4の延長事由に該当することの証明のためご記入ください。
上記の者は，教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当することを証明する。

令和3年3月1日

※証明を行う者については別紙参照

岡山県立〇〇高等学校
校長 倉敷太 貞

